

《火災に遭ったときの各種手続き一覧》

※ 被災状況によっては、対象にならない場合があります。申請する前に担当課にお問い合わせください。

項目	内容	手続きに必要な物（被災者本人が手続きする場合）	問い合わせ先
災害見舞金の支給	白石市内に住居を有する方で居住する家屋が火災等により被害を受けた場合、災害見舞金を支給します。 （全焼：50,000円、半焼：30,000円） ※ 自己の行為に起因しない場合のみ対象	特になし ※該当する場合は、福祉課から連絡します。	福祉課保護係 0224（22）1400
り災証明書の発行	各種手続きや火災保険金の請求などに必要となる、り災証明書を発行します。 ※窓口は白石消防署警防係です。市役所では発行できません。	・免許証などの身分確認ができる書類 ・印鑑 ※手数料は1部につき200円かかります	白石消防署警防係 0224（25）2259
保険証等の再交付	国民健康保険証、後期高齢者医療証を焼失した場合、再交付します。 ※社会保険・共済加入者の方は各保険者にお問い合わせください。	・免許証など写真付きの身分証明書（写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。）	健康推進課 国民健康保険係 後期高齢者保健係 0224（22）1362
印鑑の登録	印鑑登録証、実印のいずれか一方又はその両方を焼失した場合、その旨を届出し、登録を抹消します。必要であれば新たに印鑑を登録します。	・免許証など本人が確認できる書類 ・登録する印鑑	市民生活課市民係 0224（22）1312
個人番号カード （マイナンバーカード）の再発行	個人番号カードを焼失した場合、その旨を届出し、カードを廃止します。その後再発行の手続きをします。 個人番号カード再発行手数料：1枚800円（電子証明書を発行する場合は、別途電子証明書発行手数料200円がかかります。）	・免許証など写真付きの身分証明書（写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。） ※再発行には、1ヵ月程度かかります。	市民生活課総務係 0224（26）6844
年金証書・基礎年金 番号通知書の再交付、 国民年金保険料の免除 申請	年金証書等を焼失又は、き損した場合、再交付します。 国民年金保険料の免除申請についてご説明します。	・免許証など本人が確認できる書類	健康推進課 国民年金相談係 0224（22）1362
運転免許証の再交付	運転免許証を焼失、汚損・破損した場合、再交付します。 （手数料 2,250円）	・破(汚)損した場合は、その免許証 ・申請用写真1枚(ﾀｲﾌﾟ3.0cm×ｺｺ2.4cm 申請前6ヵ月以内に撮影) ・健康保険証など本人確認できる書類	仙南運転免許センター 0224（53）0111
り災ごみ処理手数料の 減免	災害ごみの処分に係る処理手数料の減免を受けることができます。	・り災証明書 ・印鑑	仙南地域広域行政事務組合 業務課 0224（52）2870
上下水道の中止	火災により住家が居住不可となった、上下水道を使用しなくなった場合は上下水道の中止届を提出する必要があります。	・上下水道の中止届 ・印鑑	白石市上下水道 お客様センター 0224（25）5522
所得税・市県民税の軽減	火災により住宅や家財に損失がある場合、雑損控除が適用となり、所得税や市県民税が軽減されることがあります。 ※市県民税は、別途、減免対象となることがあります。	・印鑑 ・マイナンバーカード ・源泉徴収票等収入関係の証明書 ・損害証明書等控除関係の証明書  ※申告される方の状況により、その他書類が必要となる場合があります。 ※所得税は国税になりますので、詳しくは大河原税務署にお問い合わせください。	【所得税】 大河原税務署 0224（52）2202  【市県民税】 税務課市民税係 0224（22）1313
市税等の減免	火災により死亡や障害を負った場合または住宅や家財に損失がある場合、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が減免されることがあります。	【固定資産税】 ・市税減免申請書（窓口にあります） ・り災証明書  【国民健康保険税】 【介護保険料】 【後期高齢者医療保険料】 ・免許証など写真付きの身分証明書（写真付きでない身分証明書の場合、2点以上必要です。） ・り災証明書	【固定資産税】 税務課固定資産税係 0224（22）1313  【国民健康保険税】 【介護保険料】 【後期高齢者医療保険料】 税務課総務保険税係 0224（22）1313

※通帳、証書、キャッシュカード等の再発行については、ご利用の金融機関にお問い合わせください。